

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 29 年 4 月 28 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第1601220号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第1700016号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 30 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 6 年 4 月 1 日から平成 14 年 12 月 30 日まで

A社に通訳として勤務していた期間の厚生年金保険被保険者記録がない。請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認め、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出したA社に係る在職証明書及び休暇証明書により、請求者が請求期間のうち、平成 6 年 4 月 1 日から平成 14 年 8 月 3 日までの期間、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の代表取締役は、同社は厚生年金保険の適用事業所としての届出を行っていないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出を行っておらず、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

また、オンライン記録及び適用事業所検索システムにより、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

さらに、オンライン記録により、請求者に厚生年金保険手帳記号番号及び国民年金手帳記号番号が払い出されたことを確認できない上、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月 1 日以降、請求者に当該番号が付番されたことも確認できない。

加えて、請求者は、平成 2 年 7 月 1 日から平成 13 年 3 月 30 日までの期間については B 市において国民健康保険に加入しており、平成 13 年 4 月 1 日から現在まで、C 市において国民健康保険に加入中であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1601180 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1700017 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 14 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 2 月 1 日から昭和 40 年 5 月 1 日まで

A社に勤務した期間の厚生年金保険被保険者の記録がない。給与から厚生年金保険料が控除されていたのは確かなので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

後にA社の事業主となる者は、請求期間当時、請求者と一緒に電線工事の仕事をしていたが、同事業主も請求者も電線工事業の親方の下で働く個人事業者であり、厚生年金保険には加入していない上、同社を設立したのは昭和 51 年であり、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年であることから、請求期間当時は厚生年金保険の適用事業所ではなく、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、同社の設立年月日は昭和 51 年 4 月 1 日、オンライン記録及び適用事業所名簿により、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 63 年 5 月 1 日であり、請求者及び同社の事業主が同社の厚生年金保険の被保険者となったのは、同社が厚生年金保険の適用事業所となった日と同日であることが確認できる上、同社の事業主が請求期間当時の親方であったと主張する者は既に亡くなっていること、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、オンライン記録及び請求者が請求期間後に勤務していたB社に係る事業所別被保険者名簿により、請求者の同社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が昭和 40 年 4 月 1 日、喪失年月日は昭和 49 年 11 月 1 日となっており、請求期間の一部は同社の被保険者期間であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていないことを認めることはできない。